

素案の概要

- 1章…委員会で主に配布資料をベースに、これまでの協働・連携の取組や指摘されている検討課題について確認した事項を整理して記載
- 2章…委員会でを行った協働・連携に係る課題や今後の方向性についての主な意見を記載
- 3章…1章、2章の内容をベースに、今後の川崎市の協働・連携の基本的考え方と施策の方向性についての提言

はじめに	2
第1章 委員会設置の背景と協働・連携の多様化をめぐる現状の確認	3
1 川崎市におけるこれまでの協働に関する考え方と取組	3
2 委員会設置の背景と検討課題	4
3 協働・連携に関する環境変化	5
4 地域における協働・連携の状況	8
5 まとめ～多様な主体との協働・連携の必要性～	11
第2章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策推進に向けた課題と具体的方策に関する調査審議	13
1 多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携の捉え方	13
2 協働・連携の取組を促進する仕組みづくりと中間支援のあり方	14
3 協働・連携の活動資源としての資金	16
4 協働・連携を広げる情報発信	18
5 協働・連携を支える人材の発掘育成	19
6 協働・連携を生み出す場づくり	21
7 行政の推進体制や施策の進め方	22
第3章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性への提言	23
1 （仮称）川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けて	23
2 今後の検討課題や施策の方向性について	28
さいごに	29
資料編	30

はじめに

川崎市では、これまで自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりを推進し、地域の特色を活かした協働の取組や、地域課題への的確な対応、市民が自治の主役となる地域社会の創造に向けた取組などを推進し、市民の自治力が十分に発揮される分権型社会の構築を進めてまいりました。

こうした中、市民活動団体と行政とのより良い関係構築に向けて、平成 20 年に「協働型事業のルール」を策定し、参加と協働の拠点である区役所や市民館などを中心に、市民活動団体との協働型事業を通じて、積極的に地域課題の解決に向けた取組を進めてきました。

一方で、今後の地域社会を展望すると、少子高齢化の急激な進行や人口減少社会への転換、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化していくことが見込まれます。こうした状況下における、持続可能な地域社会の構築に向けては、限られた行政の資源だけでは、その課題のすべてに対応することが難しく、多様な主体との協働や連携した取組の重要性が増しています。

また、地域における公益的な活動の担い手も市民活動団体や町内会・自治会をはじめ、社会福祉協議会、企業やソーシャルビジネス事業者、大学等の高等教育機関など、多種多様となっており、それぞれの特色や役割を活かした多様な協働・連携による社会貢献活動や地域活動が展開されています。

こうした地域における協働や連携による取組が多様化し、その役割が増している今日の状況を踏まえ、多様な主体との協働・連携による取組を通じた暮らしやすい地域社会の構築を目指して、学識経験者、団体関係者及び公募市民を委員とする「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」を設置しました。

この委員会では、川崎市における協働・連携の現状把握や課題整理を行い、今後の川崎市の協働・連携の推進に関する基本的考え方を整理するとともに、多様な主体の結びつきや新しい資源循環のあり方など、協働・連携による地域の課題解決を促進するための具体的な仕組みや施策のあり方について、調査・審議を進めました。

本報告書は、委員会での調査審議を踏まえ、今後の川崎市の多様な主体との協働・連携の推進に関する基本的な考え方となる「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」の策定に向けた方向性を示し、また、協働・連携の基盤となる市民社会全体の底上げにつながる、具体的な協働・連携の推進に関する具体的な仕組みや施策等について、提言として取りまとめたものです。

今後、この提言に基づき、川崎市において、全市的、または地域における多様な主体との協働・連携の取組が一層活発になることを通じて、暮らしやすい地域社会の実現が図られることを期待します。

第1章 委員会設置の背景と協働・連携の多様化をめぐる現状の確認

本委員会では、これまでの川崎市の協働・連携に関する取組を振り返るとともに、地域において、協働・連携の主体や手法が多様化している現状について確認を行いました。

1 川崎市におけるこれまでの協働に関する考え方と取組

(1) 市民活動支援指針における協働の考え方と取組

- ・平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する市民の関心が高まり、また、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定によりボランティア活動などをはじめとする市民活動が公共的な活動の担い手として脚光を浴びることとなりました。
- ・こうした社会環境の変化を背景として、川崎市では平成13年に、市民活動の自主性・自立性に配慮し、市民社会の中で市民同士の相互支援の促進することを目的とする、川崎市市民活動支援指針を制定しました。
- ・この指針において、市民活動に対する支援の原則の一つに「パートナーシップの構築（市民活動と行政、市民活動と企業、市民活動同士）」を挙げていますが、主に市民活動団体の育成に重点が置かれている内容となっており、様々な市民活動支援施策が進められてきました。

(2) 自治基本条例における協働の考え方と取組

- ・平成16年に川崎市自治基本条例を制定し、協働の定義を明らかにするとともに（第3条）、自治運営の基本原則の一つに協働の原則を位置付け（第5条）、協働施策を整備し、その体系化を図ることが掲げられました（第32条）。この規定に基づき、協働型事業のルール策定や各区役所における市民提案型事業が設けられました。
- ・条例の逐条説明書の中で、協働する場合の基準として、市民と市が協力し、お互いの特性を發揮しながら課題解決に当たったほうが、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するという考え方を示しています。

(3) 協働型事業のルールにおける協働の考え方と取組

- ・平成20年には川崎市協働型事業のルールを策定し、行政と市民活動団体との間の協働を進めるに当たっての基本的な考え方や協働に関する6つの原則（目的の共有、対等の関係、相互理解、公開性・透明性、役割分担と責任範囲の確認、成果の振り返り）の標準的な事務手順を示しています。
- ・この協働型事業のルールでは、公共的サービスの担い手として重要性が高まっている市民活動団体を協働の担い手として捉え、「市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業」を協働型事業と定義しており、協働の相手方は市民活動団体を対象としています。

自治基本条例・市民活動支援指針・協働型事業のルールの概要を挿入

2 委員会設置の背景と検討課題

（1）協働・連携に関する施策体系上の検討課題

平成16年に策定した川崎市自治基本条例に基づき、地域との協働のまちづくりを進めてきましたが、協働・連携の担い手の多様化などの社会環境変化等により、多様な主体による協働・連携のすそ野が拡大している実態を捉えた、新たな協働・連携の考え方を整理することの必要性など、協働の取組を推進する上での施策上の課題が顕在化しており、こうした課題について、外部委員会等から報告や指摘がなされているところです。

○平成25年度包括外部監査による指摘（H26.1月）

- ・協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、市民活動支援指針とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。
- ・協働の考え方を示した自治基本条例と市民活動支援指針のようなそれぞれの担い手ごとに担当する所管部局の取組方針を示した基準の間の第2階層に位置する協働の推進に関する基準の策定に取り組むべきである。

○自治推進委員会(第4期)報告書（H26.3月）

- ・行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など地域で様々な取組を行っている主体があることを認識し、協働に関する考え方を整理するとともに、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進する必要がある。
- ・市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある。

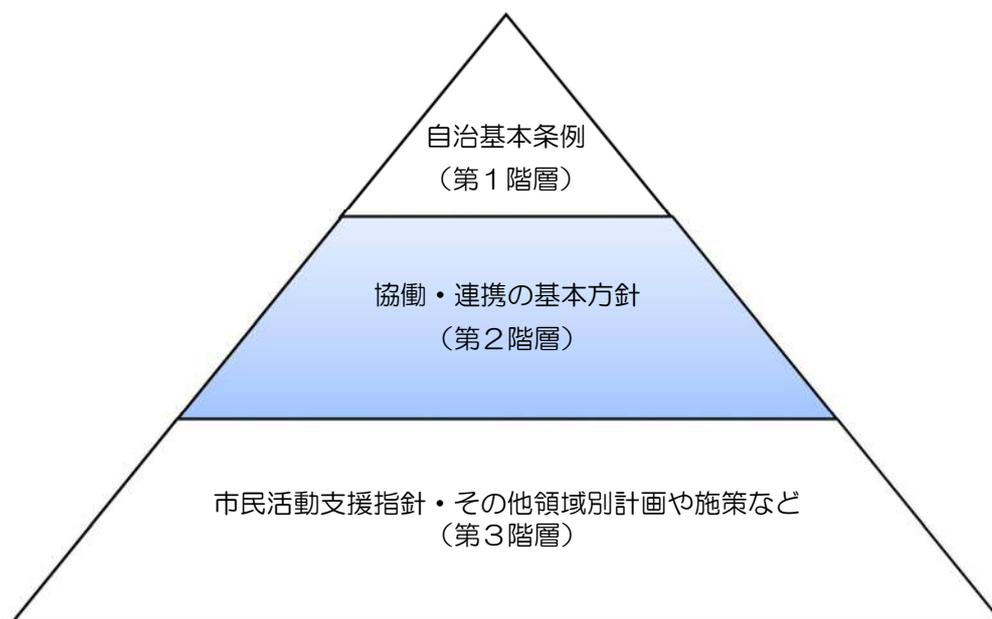
○市民活動支援指針改訂検討委員会報告書（H26.11月）

- ・公共の担い手や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の形態にこだわらず、地域や社会の課題解決のための活動を行っている実態を広く捉え、考え方を整理する必要がある。
- ・また、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応すべきかについて検討が必要である。



これらの提言や指摘により、多様な主体との協働・連携のあり方に関する川崎市としての方向性について、自治基本条例と市民活動支援指針等の間に第2階層に位置する「協働・連携の基本方針」とも言うべき大筋の考え方を整理することが喫緊の課題となっています。

求められる協働・連携の基本方針（第2階層）の位置付けイメージ



（2）委員会の概要

- ・こうした課題に対応するために、多様な主体との協働・連携のあり方について検討することにより、地域における課題の解決を促進し、もって暮らしやすい地域社会の確立に資することを目的として、川崎市協働・連携のあり方検討委員会を設置しました。
- ・この委員会における検討事項は、要綱において以下の通り掲げ、平成 26 年 12 月から検討を進めてきました。
 - ①協働・連携に関する基本的な考え方に関すること。
 - ②協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組み等に関すること。
 - ③その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 協働・連携に関する環境変化

（1）地域課題の複雑化・多様化

- ・経済活動や情報のグローバル化、急激な社会変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の急激な進行、人口減少社会への転換などを背景として、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化・多様化することが見込まれ、持続可能な地域社会の構築に向けては、行政の限られた資源では、その全てに対応することが難しくなっています。
- ・複雑化・多様化する地域課題や社会的な課題の例としては、障害を持つ方の高齢化、認

知症で単身の方、子どもの貧困の連鎖（格差の固定化）、中高年の引きこもりなどが挙げられます。

- ・こうした課題の複雑化・多様化は複層的な要因を持つことから、単体による課題解決が難しくなっています。
- ・したがって、こうした複雑化・多様化する地域の課題や社会的な課題の解決には、単独の取組よりも異なる主体の協働・連携による取組の効果が期待されています。

（２）活動の担い手の多様化

- ・地域に目を向けると課題解決の担い手が広がりを見せています。
- ・これまでの協働の担い手であった市民活動団体や町内会・自治会に加えて、企業のCSR活動や大学の地域貢献の取組など、多様な主体がそれぞれの特徴を活かした手法で社会貢献活動を行う実態が見られます。
- ・市民活動団体は、地域や社会の課題に貢献するため自主的に活動する主体であり、これまで公共サービスの供給主体と成り得る役割として、区役所の提案事業などを活用した協働の主要な担い手となっています。
- ・特に、NPO法の制定により、市内法人数も約400団体となり、また認定NPO法人や条例指定NPO法人などのほか、公益法人改革により、一般社団法人など、組織形態も多様化するとともに、市民活動団体の中でも。ビジネスの手法を取り入れて継続的に事業を実施するソーシャルビジネス事業者と呼ばれる主体も現れるなど、活動手法や組織形態も多様化しています。
- ・町内会・自治会は共益的な活動を行いつつも、良好な地域社会の維持・形成に資するため、防災活動、環境美化、防犯活動、社会福祉活動など、地域を支える公益的な活動をおこなっており、それぞれ顔の見える関係に基づく、地域に関する情報やネットワークを有しており、地域における活動の担い手として、その役割が増しています。
- ・また、近年では、企業が地域貢献や社会貢献を積極的に行う事例が増えており、例えば人材や店舗、技術など企業が有する特徴を生かした取組を進めるなど、地域を支える担い手の一つとして注目されています。
- ・こうした背景としては、CSR（企業の社会的責任）に対する企業の意識変化、顧客、株主、従業員、取引先など関係先（ステークホルダー）に対する自社イメージブランド戦略や将来のビジネスモデル構築等の合理的判断があげられます。
- ・また、大学等の高等教育機関も地域における人的・知的資源を有する担い手として存在感を増しており、各校の特色を活かした地域における顔の見える関係づくりを展開しています。
- ・こうした背景としては、教育基本法改正（H18）により、大学についての規定が新設され、大学の使命として教育・研究に加えて、研究成果の社会への還元・提供を明文化されたことを契機とした知の地域還元に対する意識の高まりがあげられます。

- ・こうしたことにより、多くの主体がそれぞれの特徴や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する主体として台頭してきており、地域課題や社会的課題解決の担い手が多様化している現状が伺えます。

（３）市民の意識変化

ア 地域における人々の絆やつながりに関する意識変化

- ・東日本大震災を契機として、地域社会における人々の絆の大切や社会貢献やボランティア活動に関心を持つ人々が増えています。
- ・平成 25 年の川崎市地域福祉実態調査では、近所づきあいの程度については、「挨拶をする程度」が 46.4%と最も多く、また「ほとんど付き合いがない」との回答も 12.1%となっています。
- ・その一方で、近所づきあいや住民同士の交流に関する質問では、「地域で助け合うことは大切であり、そのためにも普段からの交流は必要だ」との回答が最も多くなっており、普段からの顔の見える関係性を築くことが大切であるとの意識が広がっています。
- ・今後、協働・連携による活動の基盤となる地域社会の構築に向けて、少しでも多くの市民が地域に関心を持つことが重要となります。
- ・平成 24 年度のかわさき市民アンケートによると、地域の課題を解決するにあたり、今後の公共的な行政と市民の役割のあり方としてどのような形が望ましいと思うか聞いたところ、「地域を暮らしやすくしていくのは主に市民の役割であり、市民だけではできないことは、市民と行政が協力して行う」とする回答が 44.4%で第 1 位となっており、「地域を暮らしやすくしていくのは主に行政の役割であり、市民は間接的に市政に関わる」とした回答は 34.9%、「地域の課題解決は、小さなことから大きなことまですべて行政に任せる」とする回答は 1.1%となっています。
- ・こうしたことから、市民の側でも地域の課題は地域で解決する意識が高まっていることが伺えます。

イ 地域活動や社会貢献への関心の高まり

- ・また、平成 25 年度に実施した市民意識調査によると、地域活動や社会貢献に関心があると答えた市民が約 4 割に上る一方で、実際に活動を継続している市民が 2 割に留まっている状況です。
- ・そうした地域活動や社会貢献に関心があるけど、行動に踏み切れない市民の社会参加のきっかけづくりが求められています。

（４）地域における互助の取組の必要性～地域包括ケアシステムの推進～

- ・本市においても、平成 3 2 年には「超高齢社会（一般的には 6 5 歳以上の人口比率が 2 1 %を超えた状態とされています）」が到来することが予想され、誰もが安心して暮ら

していける地域づくりが、今後の大きな課題となっており、そのためには、住み慣れたそれぞれの地域における「互助」の取組の活性化が必要となっています。

- ・平成27年3月に策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(以下、「推進ビジョン」といいます。)では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現のために、地域における助け合いの仕組みとして、近隣住民やボランティア等によるインフォーマルサポートに基づく、「互助」が必要であるとしています。
- ・この「互助」を促進するためには、希薄化が懸念される地域の繋がりを取り戻し、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくなどの取組が必要不可欠となり、行政においては、そのような地域活動を支えることが求められています。
- ・こうしたことから、今後の協働・連携の推進に向けては、その地域における活動の基盤となる住民同士の顔の見える関係づくりの構築が重要であり、とりわけ、日ごろなかなか地域に目が向かない市民の方が、地域に目を向けるきっかけを提供することが必要です。
- ・また、「推進ビジョン」では、個人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、地域及び住民の多様性に対応していくことが必要であり、限られた資源のもと、行政だけでなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など、地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要であるとしています。
- ・こうしたことから、多様な主体による適時適切な役割分担の実現を図りながら、本市が有する豊富なボランティア活動や民間資源などの活躍を推進することが必要となります。

4 地域における協働・連携の状況

川崎市では、市民活動団体、町内会・自治会、企業や大学等の多様な主体との協働・連携が進んでいます。例えば、いわゆる外部委託など契約に基づく委託事業のほか、協定書の締結に基づく双方の資源を持ち寄る事業協力など、協働・連携の多様性が増し、その間口が広がりを見せています。本委員会では、具体的な多様な主体との協働・連携の事例について確認し、いくつかの特徴傾向を分類整理しました。

(1) 市民活動団体との協働の状況

- ・市民活動団体は、地域の課題や社会的な課題に対して、自主的・先駆的・機動的に取組を進める主体であることから、行政との協働の取組について親和性が高く、本市の協働型事業の主要な担い手となっています。
- ・本市では、主に市民活動団体等との協働に関連して、「協働型事業のルールに基づく協働型事業の実施」「区役所における市民提案型事業」「市民館における自主学級・自主企画事業」の大きく3つの施策があります。

ア 協働型事業のルールに基づく協働型事業

- ・協働型事業とは、「川崎市協働型事業のルール（平成20年策定）」の中において、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことを指すのとして定義された概念です。（したがって、大学や企業等との連携は協働型事業とはしていません）
- ・協働型事業のルールは、市民活動団体と行政の良好な関係構築を目指して定めた、協働する際の標準的な手続きや尊重すべき原則を定めたもので、これに基づき、市民活動団体と行政の間の協働型事業として、区役所や市民館など市民に身近な場所を中心に取組が進められています。

イ 区役所における市民提案事業

- ・また、区役所における市民提案事業として、宮前区を除く6区役所において、地域課題解決のための事業として、市民活動団体等から、協働事業として企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託の手法により市民提案事業を実施しています。
- ・各区において要綱を定めており、事業継続年数や委託料上限などの特色はありますが、市民活動団体のノウハウや発想を活かす協働型事業に適しており、活動初期から一定の実績がある団体まで多くの団体に利用されています。
- ・なお、宮前区においては、宮前区まちづくり協議会による助成制度が、その役割を果たしており、各区の実情に応じた取組が進められています。

ウ 市民館の自主学級及び自主企画事業

- ・市民館における自主学級及び自主企画事業とは、地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行うことで、市民の主体的な生涯学習の振興を目的として、各区の市民館において実施されている事業です。
- ・講師謝礼、消耗品費、印刷費など事業にかかわる経費は、市の委託料を充てています。傾向として、これから活動を始めようとする個人・団体、または活動初期の団体に多く利用されている制度となっており、地域における活動の担い手の発掘や育成を果たしています。
- ・こうした制度の下、様々な市民活動団体が行政との協働を、身近な地域において進めています。

(2) 町内会・自治会などとの協働・連携の状況

- ・良好な地域社会の維持及び形成により地域社会を下支えする町内会・自治会や地域福祉を推進する社会福祉協議会などの団体は、地域における顔の見える関係に特徴があり、地域の担い手としての役割を担っています。
- ・町内会・自治会以外にも民生委員、スポーツ推進委員などの行政委嘱委員が数多くあり、

地域で自覚的に活動している人の人数は相当数に上り、これらの委嘱委員は独任制の場合であっても地域ごとの協議会組織もある状況です。これらを束ねた地区社会福祉協議会という組織もある。また福祉施設や高校以下の学校、こども文化センターのような集会施設、など専門機関も地域においては重要です。

- ・こうした地域を支える主体である町内会・自治会等は、地域における公益活動の担い手としての重要性が増しており、地域住民のつながりや地域課題解決の強化を目的として、公園緑地愛護会や管理運営員会などの美化活動、地域の福祉活動など、様々な協働の取組が進められています。
- ・また、町内会・自治会等はその顔の見える関係性を活かして、地域の大学、小中高等学校、企業、商店会、市民活動団体等の他の主体との連携により、地域福祉の向上や防災活動、地域活性化など多様な取組が展開されています。

（３）企業や大学等との連携の状況

ア 企業との連携

- ・企業等の事業者は、自治基本条例においても市民として位置づけられており、また事業者としての社会的責任が規定されており、地域社会を構成する主体となっております。
- ・企業等の営利組織は、効率的・効果的に世の中の課題解決に向けたサービス等を供給するという特徴があり、一般的には利益の追求を目的としておりますが、一方でCSR（企業の社会的責任）としての社会貢献や地域貢献などの取組を進めるほか、社会的課題の解決を企業ミッションとして掲げる場合の捉え方として、CSV（企業価値と社会的価値の共通価値の創出）の考え方が広まるなど、企業における経済活動と公益的な活動の境界線があいまいになっています。
- ・さらに、近年では市民活動的な取組をより自主的、継続的に進めるために事業性を取り入れたソーシャルビジネスやコミュニティビジネス事業者と呼ばれる主体が現れており、こうした事業活動も地域課題や社会的な課題の解決の担い手となっています。
- ・企業が持つ、そうした多面的な特徴を生かした多様な連携が地域の中で展開されている状況が見られます。

イ 大学等との連携

- ・大学や専門学校等の教育機関は、研究や教育活動を通じた知的資源・人的資源を有する主体です。
- ・教育基本法改正（H18）により、大学についての規定が新設され、大学の使命として教育・研究の他、社会への成果の提供を明文化され、地域における担い手として注目されています。
- ・市内には、11の大学等があり、大学等の持つ知的資源や人的資源など各校の特色を活かしたインターンシップや市民向け講座など、地域における顔の見える連携事業が展開さ

れています。

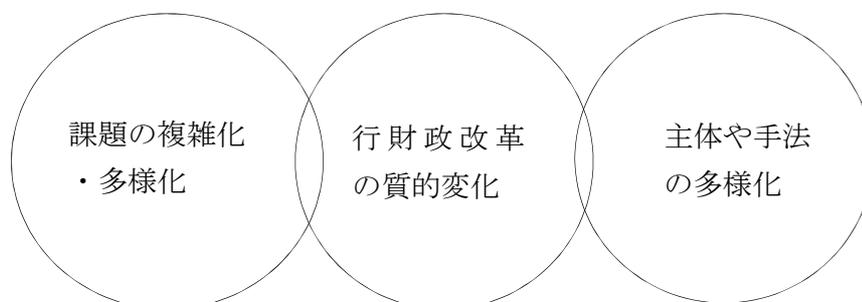
（４）その他の協働・連携の取組の状況

- ・近年では、企業や大学等に加えて、横浜市との待機児童解消に関する協定、世田谷区や宮崎県との包括協定の締結などをきっかけとして、それぞれの自治体を持つ強みや特徴を効果的に生かした連携により、地域課題の解決のみならず、市民生活の利便性や都市の魅力向上につながるなどの成果が生まれています。
- ・また、行政と民間との間の協働・連携の取組以外にも、いわゆる市民同士の協働・連携の取組が広がっています。
- ・市民活動団体の中には、活動を進める中で、企業や大学等の事業者、町内会・自治会等の地縁組織など、行政以外の多様な主体と連携した取組を進める事例が増えています。
- ・また、町内会・自治会も顔の見える関係を持つことを強みとする、地域の担い手としての役割が増しており、市民活動のテーマ型の活動を地域に展開するための連携や企業や大学等の異なる主体との連携による地域活性化の取組が行われています。
- ・こうした市民活動団体、町内会・自治会、企業や大学等の事業者など、それぞれの強みや特徴を効果的に生かした、市民同士の連携した取組により、地域の課題や社会的な課題の解決につながることを期待されています。

５ まとめ～多様な主体との協働・連携の必要性～

- ・市民活動支援から協働へ発展していった地域課題解決の取組は、現在、市と市民活動団体のみならず、多様な主体による協働・連携へと変遷しています。川崎市でも企業と子育て支援アプリ開発の実証実験を行ったり、大学と地域の商店街や町内会が地域活性化のための拠点運営を行ったりと、さまざまな取組が地域において既に進められています。
- ・この背景にあるのは、前述した通り、地域課題や社会的な課題の複雑化・多様化や協働・連携の担い手や手法の多様化に加えて、持続可能なまちづくりに向けて、より効率的・効果的な行財政運営が求められている状況があげられます。
- ・そのため、「共に支える」という視点のもと、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学等、行政の多様な主体が、適切な役割分担により、それぞれの特徴や強みをいかした、市民と行政が共に担う協働・連携によるまちづくりを推進する必要があります。
- ・こうした状況下では、個々の主体が単独で地域課題の解決に取り組んでも解決は難しく、それぞれの特徴や強みを活かし、地域課題に対して投入する資源の最適化を図ることが必要であり、さまざまな特性を組み合わせることによる相乗効果が期待されるような多様性を活かした協働・連携が必要不可欠な時代になることが見込まれます。

社会環境の変化と多様な協働・連携の必要性のイメージ



多様な協働・連携の必要性の高まり

多様な主体の特徴をいかした柔軟な協働・連携の取組が必要

(協働・連携でなければ立ちいかない時代)

第2章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策推進に向けた課題と具体的方策に関する調査審議

地域で活動する課題解決に取り組む主体にとって、どのようなことが課題となっているのか、また、多様な主体との協働・連携を進めるうえでの市としての基本的考え方や今後求められる施策の方向性はどのようなものなのか、以下7つの論点に沿って意見交換を行いました。

1 多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携の捉え方

・今後の地域社会における多様な主体との協働・連携を推進するうえで基準となる考え方や、協働・連携による目指すべき社会のほか、協働・連携が本来持つ社会的意義や効果などについて、協働・連携の多様化している状況を把握するとともに、協働・連携の多様化への対応の必要性などの意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

- ・内閣府の「共助社会づくり懇談会」では、共助社会を多様な主体の協働・連携によって社会課題に対応する社会として描いているが、その背景にあるのは、社会課題の複雑化と広がりである。
- ・単身高齢者で要介護が必要となった場合における地域の見守りや子どもの貧困など、複雑化・多様化する課題解決に取り組むには、多様な主体が連携しなければ不可能であることを認識する必要がある。
- ・企業や大学等が地域に密着した活動を展開する事例が増えているが、一方で、「これは協働の観点から言うと、どう捉えればよいのか」という場面がいくつかある。
- ・市民がより主体的に活動していくために何が必要か、誰が地域課題を見ていくのかというところの視点が必要ではないか。
- ・地区社会福祉協議会の範囲、中学校区など区よりも小さい地域やコミュニティレベルの協働・連携の仕組みがはっきりしていない。
- ・市と企業との包括協定の締結が新しい取組を始めるきっかけになった例もある。
- ・協働・連携の基本的な考え方を示すにあたって、大学や企業、町内会・自治会などそれぞれの主体がどのように考えているか意見を聞く必要がある。
- ・市民同士の協働・連携に対して行政がルールをつくってしまうとかえって縛られてしまう。市民活動団体だけではなく、企業や町内会・自治会なども一緒に地域課題を解決していく可能性を広げる議論が必要

(2) 今後の方向性に関する主な意見

- ・多様な主体による協働・連携の取組が既に一定程度進んでいる状況を鑑みると、主体別の協働・連携のあり方に関する具体的な検討が必要ではないか。

- ・例えば、ある団体が地域の自治会と連携してすごくうまくいった取組があり、それをモデル事業として、他地域でも水平展開したいといった時に、新たな連携先をどう見出すかというようなことを仕組みとして広げていく必要があるのでは。
- ・これまでは、活動する主体の関係性を捉えていたが、これからは資金の流れなど、協働・連携に繋がる資源もひとつの主体と捉えることができるのではないかと。
- ・協働・連携のあり方を整理するには、それぞれの団体が何にどのように関わっているのか、どういう団体とどういう形で進められ、どういう理由で協働と考えられるのかという視点により、考え方を整理する必要がある
- ・市民社会内で諸主体の連携が現に進み、企業や大学など多様な主体が公益活動している現状を踏まえると、基本的には地域の課題解決に参加する主体であれば、誰でも、協働・連携の中で捉えてよいのではないかと。
- ・目指すべき社会のイメージ図を描くには、ただ協働・連携の主体の組合せのイメージをつくれば良いのではなく、課題解決に対して、取り組むチームの組織ができ、目標が達成されたら解散する。組織ありきではない、そうした面もエッセンスとして盛り込むことが重要ではないかと。
- ・重要なのは、協働・連携した主体双方に利益があるかどうかだけではなく、協働・連携で生まれたサービスが地域の課題解決に役に立つかどうか、「受益者がどう思うか」が一番重要ではないかと。
- ・行政を含めた諸主体が「協働の意義」を常に見据えていく必要がある。公益増進に資するのだという認識が大切ではないかと。
- ・行政と市民活動の協働・連携については制度・仕組みができ、取組が勧められてきたが、ソーシャルビジネスや企業など、新たな主体との協働・連携の仕組や制度の整備が求められる。
- ・企業や大学、その他多様な主体を含めた「連携・協働のルール」を考える際には、可能な限り共通のルール、共通のプラットフォームがあるべきだと思う。
- ・民間同士の協働・連携においては、行政が入っていけない、入っていく必要のない場面というのも増えてくるのかと思う。もしくは行政がそこをつなぐような仕組みなど、さまざまな展開が必要なかもしれない。
- ・萌芽的な分野における協働だけでなく、成熟している取組や主体をつなぎなおすことで、単体による取組よりも、より高い成果が得られるのではないかと。

2 協働・連携の取組を促進する仕組みづくりと中間支援のあり方

協働連携を促進する中間支援のあり方や、協働・連携の取組を進める上で、配慮すべき必要な視点について、意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

ア 地域における中間支援のあり方

- ・もっと区レベル、地域レベルで市民の声をまとめる仕組みができ、それが(市の)中央に届いてくようなしくみができないか。
- ・全市レベルだけでなく、各区レベルの中間支援が必要である。
- ・全市で現在1カ所しかないが南部、中部、北部と3カ所くらいは必要である。
- ・区レベル、地域レベルの住民参加型の中間支援と、社会的課題解決の担い手に対する全市的な中間支援の2つの議論があり、それぞれ別の整理が必要ではないか。
- ・川崎市で区民会議やまちづくり推進組織が、稼働しているというのは、実はすごいこと。
- ・似たような討議や活動を異なる場や団体でしているというイメージがあり、非効率的だと感じる。
- ・区レベルの中間支援（まちづくり推進組織）では、中間支援をしたいと思って活動を始める人は少ないので担い手が不足し、行政の縦割りもあり、運営・相談機能等に改善の余地がある。麻生区では大分前から、幸区では今年からまちづくり推進組織がなくなり、位置付けが不明確になっているので、その整理が必要ではないか。
- ・良い理念があっても、実際の実行に結びつかないと、絵に描いた餅になる。それを実際に機能する仕組みを検討することが必要である。
- ・地区社会福祉協議会の範囲、中学校区など区よりも小さい地域やコミュニティレベルの協働・連携の仕組みがはっきりしていない。

イ 全市的に求められる中間支援像

- ・現在の中間支援機能は資源提供者と実際の活動団体との仲立ちやコーディネートよりも資源提供者の役割をしているのではないか。
- ・市民活動団体から見ると企業との連携を進めるに当たり、企業の理解や協力を得るのに苦勞している現状がある。
- ・市民同士の連携は、行政ではできない柔軟な形ができる。多様な主体が力を発揮できるような環境づくりが必要である。
- ・ソーシャルビジネスや企業と連携しようとするときに、市民活動団体の立場からどう進めていったらよいか、互いが見えていない部分がある。
- ・企業にとっては、市民活動団体をよく分からないと言った実態があり、なかなか連携に結びつくきっかけが少なく、そうした企業側などの資源提供者から見た全市的な中間支援組織が見えてこない課題がある。
- ・良い理念があっても、実際の実行に結びつかないと、絵に描いた餅になる。それを実際に機能する仕組みを検討することが必要である。（再掲）

(2) 今後の方向性に関する主な意見

ア 地域における中間支援のあり方

- ・実際に動かす仕組みの構築とそれを実際に動かすには、創造性をもって、こういう組織

があった方が良いという絵をまず描くべきではないか。

- ・活動しようと思っている人がまず行くのは身近な区役所で、今後、区レベルの中間支援の機能を充実することが必要。

イ 全市的に求められる中間支援像

- ・実際に動かす仕組みの構築とそれを実際に動かすには、創造性をもって、こういう組織があった方が良いという絵をまず描くべきではないか。（再掲）
- ・これからの中間支援組織は、資源の提供者と使用者の仲立ちやサービスのコーディネーターとしての役割が求められているのではないか。
- ・市民や企業など資源提供者を意識する中間支援組織が求められるのではないか。
- ・市民活動団体が市民や企業、団体同士で交流する場が必要
- ・これからの中間支援は一緒に事業をつくるような取組が必要。資金を提供するだけでなく NPO や市民活動団体の中に行政や事業者なども入って具体的な事業を一緒につくっていったり、地域で活動している人と課題から一緒に考えて資金を提供したりするような伴走型の取組が求められる。
- ・行政や他事業者の担当者とも密に連携を図りながら、互いに情報交換できる場があると良いのではないか。
- ・市民活動団体も同じような活動している他の団体とのつながりの場を求めている。お互いの活動を見て学び合うことが必要。
- ・これからは資金の流れなど、協働の資源を動員するための仕組みを考えることが求められる。
- ・多様な主体間の相互理解が重要。意思決定プロセス、予算手続などを主体ごとの特徴を相互に知っていなければうまく協働・連携できないので、そういった中間支援の情報提供機能が重要ではないか。
- ・異なる主体をつなげることの背景には、アジェンダの共有が一番重要、同じ課題認識を持ち共通目的を設定することが重要ではないか。

3 協働・連携の活動資源としての資金

協働・連携の活動資源としての資金について、配慮すべき必要な視点について、意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・大手資本と地域の NPO 法人が同じステージに上って競争できる、その仕組みを作ることが必要ではないか。
- ・最近では、団体を立ち上げる時に手続等の簡便さから、NPO 法人ではなく一般社団法人を選

- ・ 択するケースがあり、そうした場合、公的支援や協働の制度の枠に入らないことがある
- ・ 協働事業なのか、単なる委託事業なのか、位置付けが明確になっていない事業もある。
- ・ 各区における市民提案事業の成果の検証が必要ではないか。
- ・ 行政はコスト削減を目的として、施設運営を図ることも多く、事業の組立に整理が必要ではないか。
- ・ 活動団体の中には、助成金や委託事業終了後に活動を継続することが厳しい状況がある。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・ 市民活動を捉えていく上で、重要だと思うのは雇用の創出。非営利セクターも雇用が生まれにくい限り、活動が行き詰ってしまう。だから、活動内容や可能性が正当に評価もされていく必要がある。
- ・ これまでの協働・連携に関する議論は、主体間の関係性の議論が中心だったが、これからは資金の流れがポイントになる。
- ・ ソーシャルビジネスなどの新たな活動手法が広がりを見せており、協働委託の入札条件等における法人類型等による一義的な整理が難しくなっているのではないか。
- ・ 寄付の受け手の課題は、大口は財団法人や公益信託、小口は共同募金会やクラウドファンディングなどがあるが、中口（100～1,000万円程度）の受け皿がないこと。
- ・ 活動に対する共感を得るためにも、その取組の社会的価値（ソーシャルインパクト）を経済価値で測定する SROI（社会的投資収益率）のような見える化が必要ではないか。

（２）今後の方向性に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・ まだ行政課題として認知される前の段階における、課題解決の取組について、各区の市民提案事業とは別に、全市的な市民提案制度が必要でないか。
- ・ 子どもに対しては、学校教育の中に寄付教育を取り入れていくことが必要ではないか。
- ・ 同じような社会的な活動を NPO 法人と株式会社が行っているケースも出ているので、協働委託などの入札時の条件を設定する際に、そうした組織形態の多様化への対応が必要でないか。
- ・ 社会的な価値を持つ事業体に対する公共発注の枠をつくるべきではないか。例えば、委託などの入札時の条件として、企業など営利を目的とする法人であっても、一定の社会的活動をしている実態を評価する仕組みなども考えられるのではないか。
- ・ 課題解決の成果をすぐに出そうとすると川崎市外（東京など）で活動している力のある市民活動団体とばかり協働・連携することになり、地域で活動している小規模な団体が埋もれてしまう。そういった団体が活躍できるような支援などが必要。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・ SROI のような、取組の社会的インパクトを経済価値で測定するような仕組の活用も考えられるのではないか。
- ・ 寄付の推進には寄付者の意思を活かす視点、寄付者にとっての納得感を得る工夫が大切である。
- ・ クラウドファンド・市民ファンドなど新しい資金調達の活用やファンドレイジング能力向上などが活動の拡がりには必要でないか。
- ・ 行政資金だけでなく、寄付や会費、自治会資金の活用や、収益事業としてのコミュニティビジネスの例など、様々な形態や活用を展望する必要があるのではないか。
- ・ 遺贈などを社会起業家に提供できれば資金の循環ができるのではないか。
- ・ 資金の支援には専門性が必要。行政書士や税理士、金融機関などの専門機関と市民ファンドが結びつくような場があるとよい。
- ・ 単に資金を提供するだけでなく、活動団体に寄り添って事業を進めるなどの支援がこれからは重要ではないか。

4 協働・連携を広げる情報発信

- ・ 情報技術を活用した地域課題解決に向けた取組の可能性や協働・連携の取組を促進し、水平展開につながるための情報発信の必要性についての、意見がありました。

(1) 課題に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・ ローカルな市民活動を育てたり、必要な情報を必要としている人、特に社会的弱者に届けるしくみが求められている。
- ・ 川崎市の協働・連携の取組が知られていない。もっと情報発信することで協働・連携が活性化するのではないか。
- ・ 情報発信の取組において、一団体としてのステップアップも市民社会全体の底上げには必要だが、それ以上に「波及効果があるか」「課題解決の取組をどう市内にひろげていくのか」という視点が重要ではないか。
- ・ IT の活用については、個人のスキル差の問題があるので、そうしたことへの対応が必要ではないか。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・ ローカルな市民活動を育てたり、必要な情報を必要としている人、特に社会的弱者に届けるしくみが求められている。(再掲)
- ・ 情報発信の取組において、一団体としてのステップアップも市民社会全体の底上げには必要だが、それ以上に「波及効果があるか」「課題解決の取組をどう市内にひろげていくのか」という視点が重要ではないか。(再掲)
- ・ IT の活用については、個人のスキル差の問題があるので、そうしたことへの対応が必要

ではないか。（再掲）

（２）今後の方向性に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・行政や民間が持つ情報（ビックデータ）を共通のプラットフォーム上にまとめて公開し、地域課題の見える化など活用できる状況をつくる。それを周知していくことで、地域で新しいビジネスや市民活動の可能性が生まれてくるのではないか。
- ・ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどの特性を使い分け、効率的な情報発信やメディアミックスが重要だ。
- ・情報提供は ICT を活用したデジタルと地域に根付いたアナログなど多様な手法が必要ではないか。
- ・双方向性であれば、市民活動団体などがリアルタイムで投稿できる仕組みが重要だ。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・行政や民間が持つ情報（ビックデータ）を共通のプラットフォーム上にまとめて公開し、地域課題の見える化など活用できる状況をつくる。それを周知していくことで、地域で新しいビジネスや市民活動の可能性が生まれてくるのではないか。（再掲）
- ・ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどの特性を使い分け、効率的な情報発信やメディアミックスが重要だ。（再掲）
- ・情報提供は ICT を活用したデジタルと地域に根付いたアナログなど多様な手法が必要ではないか。（再掲）
- ・双方向性であれば、市民活動団体などがリアルタイムで投稿できる仕組みが重要だ（再掲）。

５ 協働・連携を支える人材の発掘育成

協働・連携を支える人材の発掘育成など、協働・連携の取組を進める上で、配慮すべき必要な視点について、意見がありました。

（１）課題に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・「社会に対して良いことをしたいのだけれども、無償ではなく、一定の報酬は得たい」というように、有償ボランティアやプロボノとも違った社会参画を求めているケースが増えてきており、そうした層を活動につなげることが課題である。
- ・若いときから社会に貢献していこうという生き方を選ぶ人が増えてきている。一方で、そういうことには一切関わりたくないと考えている人もいて、価値観が多様化している。
- ・町内会・自治会は自治会活動の参加者が減り、加入率も減っている。また、高齢化もしている。さらには、消防団も民生委員も、担い手が減ってきている。

- ・川崎市は人の出入りが多いので、新しく市民になった人にどうやって参加してもらうかが課題である
- ・地域にあまり関心を持たない人をどう地域に目を向けてもらうかが課題。
- ・若い世代の地域貢献志向を、町内会・自治会などの地域活動と結びつけ、うまく育てていく仕組みが必要だ。
- ・学校教育の中でそれぞれ地域で生活するもの同士が助け合う、地域の課題解決に参加する必要性を教え、地域への参加の必要性、自主的参加、活動の方法等、具体的な例を上げ年代に合わせた教育の必要性があるのではないか。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・「社会に対して良いことをしたいのだけれども、無償ではなく、一定の報酬は得たい」というように、有償ボランティアやプロボノとも違った社会参画を求めているケースが増えてきており、そうした層を活動につなげることが課題である。（再掲）
- ・地域にあまり関心を持たない人をどう地域に目を向けてもらうかが課題。（再掲）
- ・若い世代を巻き込みながら、多様な方々と力を合せ、一人ひとりが役割を持ってイキイキを生きる地域づくりが必要ではないか。

（２）今後の方向性に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・普通の人々が公共を支えるという視点が必要。そのためには、一人ひとりのシチズンシップを掘り起こして普通の人々が活動することが必要。
- ・地域人材の発掘にはいろいろな会合に参加して声掛けをすることが必要。また、町内会・自治会など狭い範囲でも交流が求められているおり、地域にどのような人材がいるのかが分かる仕組みが必要。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・市民活動に関心がない人でも、自分の経験や技術を何かに役立てたいと思っている人はいる。そういった人とその経験や技術を必要としている市民活動団体につなげる機能がこれからの中間支援組織には必要。
- ・地域人材の発掘にはいろいろな会合に参加して声掛けをすることが必要。また、町内会・自治会など狭い範囲でも交流が求められているおり、地域にどのような人材がいるのかが分かる仕組みが必要。（再掲）
- ・若い人は必要とされたいと思っていて、声を掛けられるのを待っている。NPO 法人など参加してもらいたい側が情報提供+αのきっかけづくりを行うことが大切。

6 協働・連携を生み出す場づくり

協働・連携の取組を生み出すような場づくりのあり方について、配慮すべき必要な視点について、意見がありました。

（１）課題に関する主な意見

ア 行政施策関連

- ・いわゆる活動資源としてだけでなく、交流促進という観点からも、場は非常に重要な問題である。
- ・今後全国的にも空き家の増加が見込まれることから、そうした資源を社会的利活用できる仕組みが必要ではないか。
- ・こども文化センターやいこいの家には、一部の他の自治体が行っているようなコミュニティ運営協議会的な仕組みが必ずしもない。有効活用を考えるのであれば、有効活用が難しいシステムになっていたり、既存の仕組の中の利用で余裕がないケースがあったりする。
- ・市民館は、市民活動団体から見て、非常に有効な活用が出来る施設であり、その使い勝手をもっと良くすることが必要である。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・いわゆる活動資源としてだけでなく、交流促進という観点からも、場は非常に重要な問題である。（再掲）
- ・今後全国的にも空き家の増加が見込まれることから、そうした資源を社会的利活用できる仕組みが必要ではないか。（再掲）

（２）今後の方向性に関する主な意見

ア 求められる行政の取組

- ・空き家を地域資源に転嫁して、NPO 法人や社会起業家が使い、地域のセーフティネットを構築していけるのではないか。
- ・いこいの家や子ども文化センターなど既存の行政施設の更なる有効活用が必要ではないか。
- ・行政や他事業者の担当者とも密に連携を図りながら、互いに情報交換できる場があると良いのではないか。
- ・活動したいと思っている人のための場、既に活動している人同士の交流の場、活動に課題を抱えている団体を支援する場、同じような活動をしている他の団体との交流の場、などそれぞれ内容が違うので、つながりや交流のための場は対象によってきめ細かく対応する必要がある。
- ・市民活動団体も同じような活動している他の団体とのつながりの場を求めている。お互いの活動を見て学び合うことが必要であり、そうした場づくりが必要である。

イ 多様な主体間による市民社会の底上げ

- ・空き家を地域資源に転嫁して、NPO 法人や社会起業家が使い、地域のセーフティネットを構築していけるのではないか。（再掲）
- ・活動したいと思っている人のための場、既に活動している人同士の交流の場、活動に課題を抱えている団体を支援する場、同じような活動をしている他の団体との交流の場、などそれぞれ内容が違うので、つながりや交流のための場は対象によってきめ細かく対応する必要がある。（再掲）
- ・市民活動団体も同じような活動している他の団体とのつながりの場を求めている。お互いの活動を見て学び合うことが必要であり、そうした場づくりが必要である。（再掲）

7 行政の推進体制や施策の進め方

今後、市が協働・連携の取組を全庁的に進める上での課題や進め方などについて、意見がありました。

（1）課題に関する主な意見

- ・市（局）と区で連携されずに事業が行われていたり、局の取組が区に浸透していないことがある。
- ・区役所の事業が増え、NPO 法人と連携を図る取組が生まれているが、区ごとに進捗に差があり、市民が主体的に進めていく形には至っていない。
- ・協働の取組の課題は出口戦略が明確ではないということ。

（2）今後の方向性に関する主な意見

- ・NPO や企業が協働・連携を相談したり、提案したりする一元的な窓口が行政の中に必要。所管部署が分からない取組や複数の区や事業局にまたがる取組などを受け付けて検討する仕組みが必要。
- ・出口戦略を明確にする必要がある。出口としては行政による制度化・政策化や民間による事業化などがある。

第3章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性への提言

本委員会では、第1章における川崎市でのこれまでの協働・連携をめぐる現状の確認、第2章の多様な主体との協働・連携のあり方や施策推進に向けた課題と具体的方策に関する調査審議を踏まえ、今後の方向性を整理し、次の2点について委員会としての方向性を取りまとめました。

1点目は、協働・連携のすそ野が広がっている状況や、その意義を確認した上で、今後の多様な主体との協働・連携を進めるうえで、市の基本的方向性や考え方をまとめる際に必要な視点を明らかにしました。

2点目は、今後、多様な主体による協働・連携の取組を通じた暮らしやすい地域社会実現に向けた、市の協働・連携全般の推進に必要な取組の他、協働・連携の基盤となる市民社会実現に必要な支援施策や、地域における課題解決の仕組みづくりの方向性などについての提言となっています。

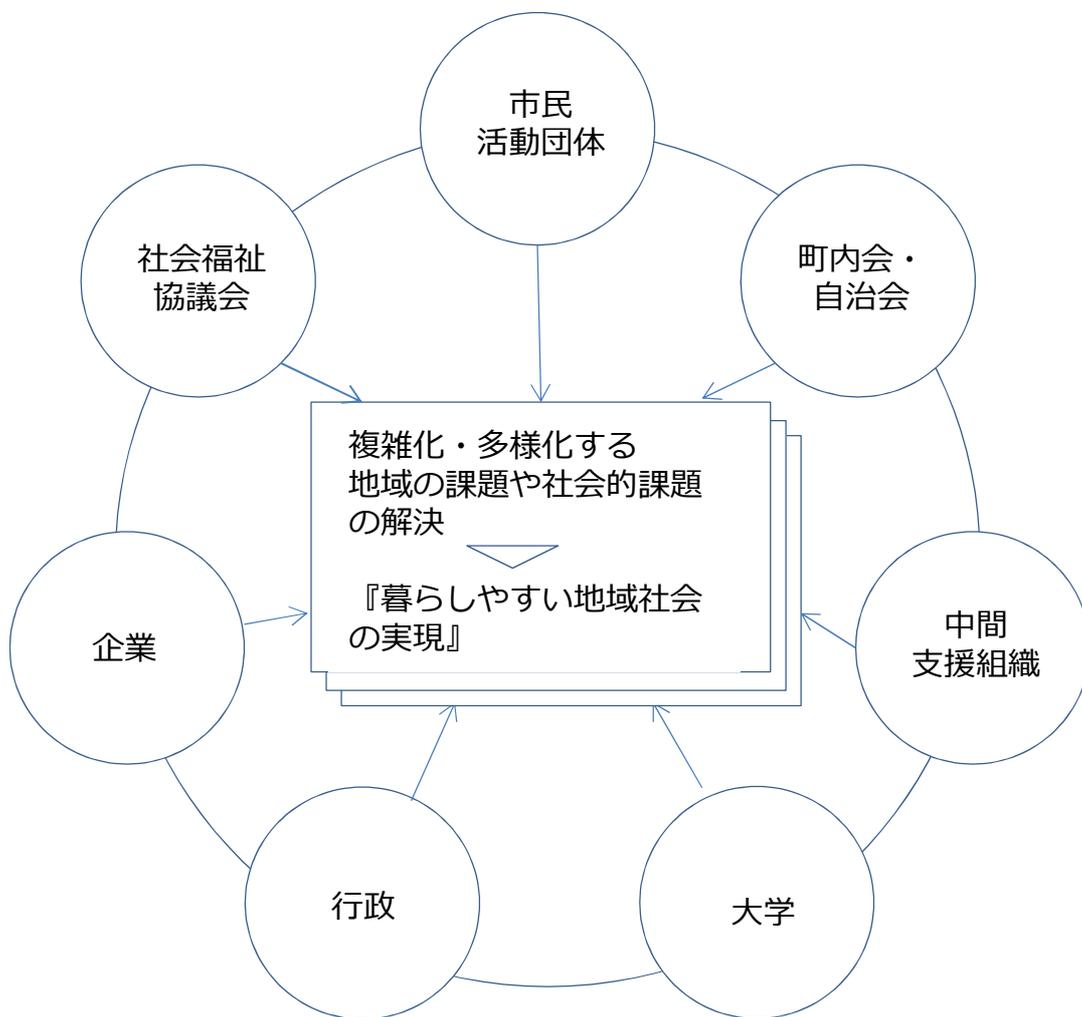
1 （仮称）川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けて

（1）協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）

- ・第1章で述べたとおり、これまで川崎市では、平成16年に策定した川崎市自治基本条例に基づき、自治運営の基本原則の一つに協働の原則を掲げ、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、市民が主役の協働のまちづくりを進めてきました。
- ・一方で、近年、経済活動や情報のグローバル化、個人意識の顕在化や人間関係の希薄化、少子高齢化の進行による超高齢社会や人口減少社会の到来などを背景として、これからの地域課題や社会的な課題は、今後ますます複雑化・多様化することが見込まれ、行政の限られた資源では、そのすべてに対応することが難しくなっていることから、協働・連携の取組の重要性が増しています。
- ・また、地域における公益的な活動の担い手も、地域の課題や社会的な課題に対し自主的・先駆的・機動的に取り組む市民活動団体や良好な地域社会の維持・形成に取り組む町内会・自治会のほか、様々な単位で地域福祉の推進を図る社会福祉協議会に加え、企業やソーシャルビジネス事業者、大学等の高等教育機関など、多種多様となっており、それぞれの特色や役割を活かした多様な協働・連携による社会貢献活動や地域活動が展開されています。
- ・こうした状況を踏まえ、協働・連携の基本理念として、『地域の課題や社会的な課題に対して、多様な主体の誰もが関わりを持ち、協力することができ、その取組により、暮らしやすい地域社会の実現を図ること』を掲げることがふさわしいと考えます。
- ・これは、地域にかかわりを持つさまざまな主体の誰もが、その地域の課題や社会的な課題に対して協力し、それぞれの強みを活かすことで、これまでになかった柔軟できめ細か

- い厚みのあるサービスの開発・提供や課題解決に向けた成果を生むことを意味します。
- ・また、多様な主体とは何らかの活動などをする団体だけでなく、寄付・ボランティアへの参加などのその活動を支える資源を提供する個人も、地域を支えるサポーターとして多様な主体の一つに位置付けることができます。
 - ・すなわち、さまざまな団体、一般の市民など地域の誰もが暮らしやすい地域社会の実現に寄与することができる社会が、協働・連携による目指すべき社会として掲げるものです。

目指すべき社会のイメージ図



(2) 協働・連携の意義・効果

- ・協働・連携の基本理念を『地域の課題や社会的な課題に対して、多様な主体の誰もが関わりを持ち、協力することができ、その取組により、暮らしやすい地域社会の実現を図

ること』を掲げるとともに、協働・連携の意義や効果として、次の3点を取りまとめました。

ア 多様な主体の個性を活かした効果的な課題の解決

- ・協働・連携の目的は地域課題や社会的な課題の解決です。多様な主体がそれぞれの特徴や強みを活かすことで相乗効果が生まれ、その結果、個々の主体単独で提供されていたサービスの質の向上や量の拡大が図られるなど、より豊かな地域社会の実現に繋がることが期待されます。

イ 市民自治力の向上

- ・協働・連携を推進することで、共に地域を支える主体としての関係性や異なる主体の交流などが図られ、より身近な市民自治の取組が活性化し、コミュニティの形成につながるなどの重要な意義もあります。
- ・こうした点から、協働・連携を推進することで、地域の課題解決力が強化され、市民自治力の底上げ・活性化が期待されます。
- ・このためには、協働・連携の前提となる一人ひとりの参加が重要であり、誰もが地域の課題や社会的な課題に対して、関わり合いを持つことができるようなきっかけや環境づくりが重要です。

ウ 新たな価値の創出

- ・市民活動は、一社会の公共サービスの総量の一部を担うというだけではなく、まだ社会が気づいていないが少数者が切実に必要としているサービスを開拓的に生み出し、社会に気づかせ、制度的な担保にまで至る、という市民活動の開拓性について、発揮される効果が期待されます。
- ・これに加え、異なる主体が交じり合うことで化学変化にも似た刺激が生じ、これまでになかった発想や気づきが生まれ、新たな価値を創造する効果が期待できます。
- ・このような新たな価値の創造は、社会変革（ソーシャルイノベーション）に繋がり、限られた資源で多様化・複雑化する地域課題に対応するために、より効果的・効率的に地域課題を解決する方法を見出し、市民生活の利便性向上、快適な環境づくりに寄与する効果が期待されます。

(3) 協働・連携の推進に向けた4つの視点

ア 多様な個性・特徴を活かした適材適所による役割分担

- ・一般に、民間は機動的に自主的に課題に取り組み、柔軟なきめ細かい対応ができることに特徴があり、効率的・効果的にサービスを開発や提供することを得意としています。
- ・さらに、民間の中でも、企業等の営利組織は効率的・効果的に世の中の課題解決を提供

する特徴があり、また市民活動団体等の非営利組織は機動的・先駆的に地域の課題や社会的課題に取り組んでいることを強みとするなど、それぞれ特徴があります。

- ・一方で、行政は、公平・公正な対応に特徴があり、信用度が高い反面、個別の対応や機動性・柔軟性のある対応が時として難しい場合があります。
- ・こうした異なる主体の間における協働・連携を効果的に進めるためには、多様な主体間の相互理解が重要であり、意思決定プロセスや行動規範、予算的な手続きなど、まずお互いの相互理解を図ることが必要です。
- ・その上で、お互いの特徴や強みをいかすことで取組の相乗効果が期待され、効果的・効率的な課題解決が可能となることから、これまで単体により提供されていたサービスの量の拡大や質の向上が図られ、より豊かな地域社会の実現が期待されます。
- ・協働・連携の主体や手法が多様化している現状を踏まえ、主体の特徴、実施する手法などを総合的に勘案し、その中でも、お互いの資源を持ち寄り、対等な立場で互いの特徴を生かすなど、柔軟に協働・連携する関係を、これからの協働・連携のあり方として捉える視点が必要です。

イ 協働・連携の取組の活性化と市民同士の連携の促進

- ・今後想定される地域課題や社会的課題に対応するためには、協働・連携の取組を単体だけにとどめるのでは不十分であり、今後は、そうした協働・連携の取組を他の主体による取組につなげ、取組全体の活性化を図ることが重要です。
- ・そのためには、様々な主体による多様性を活かした協働・連携のグッドプラクティス（好事例）を、各局区役所など行政組織内の間のみならず、市民と行政を含めた多くの主体で共有できるよう、効果的な情報発信や情報共有などを通じて、新たな、または、更なる取組につなげる視点が求められます。
- ・また、市民活動団体と企業の連携した取組や町内会・自治会と大学などによる地域活性化の取組など、市民同士の協働・連携は地域において拡がりを見せ、欠かせない取組となっています。そうした現状を踏まえると、行政として、地域の課題や社会的な課題の解決が見込まれる場合には、そうした市民同士の協働・連携に取組を促進するために必要なコーディネートを行うなど、市民同士の協働・連携の取組を促進する視点が重要となります。
- ・ただし、それが民間の自由で自主的な活動の妨げとならないような注意が必要です。

ウ 課題認識の共有、目的の明確化

- ・協働・連携の目的は、地域の課題や社会的な課題の解決を図ることで、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することであり、協働・連携とはその目的達成のための手段にすぎません。
- ・したがって、単に協働・連携をすること自体が目的となっていないかの視点を持つ必要があります。

- ・また、取組自体が目的とならないことに加え、その取組の目的が当事者の都合によるものでなく、その取組によりどういう課題解決が生まれたのかという視点が重要です。
- ・そのためには、何のために協働・連携するのか、当事者同士が課題認識について共有し、取組の目的を明確にすることが常に求められます。

エ 公平性・透明性の確保

- ・近年、企業等の営利を目的とする主体による社会貢献や地域活動の取組が活発化しています。一般に、企業活動は営利の追求が目的であるといわれており、企業による社会貢献や地域活動は、地域社会における課題解決に応える一面がありつつも、時間軸を広く捉えると企業利益につながる場合もあり、連携による社会的な公益効果と経済活動としての企業利益の境界が、明確に分かれているわけではありません。
- ・しかしながら、協働・連携の土地組を通じて、地域の課題や社会的課題の解決につながる事が明確である場合には、必ずしも相手方が営利を目的とした団体であることを持って、連携の対象から排除することは、協働・連携の基本理念に鑑みて、適切ではありません。
- ・したがって、行政を企業等との連携の取組を進める場合には、連携の目的や必要性、役割分担などを明確にすることはもちろん、契約締結を行う場合の公平性や合理性に特に配慮しながらも、企業等の持つさまざまな特徴や資源を活かした効果的な連携を進める視点が重要です。
- ・なお、市民活動団体と企業等との、いわゆる市民同士との連携については、お互いの自由な立場に基づき協働・連携するものであり、この影響を受けるものではありません。

（４）基本方針に基づく今後の施策推進に向けて

- ・協働・連携の取組は、様々な施策や所管が関係していますが、主体や手法が多様化した協働・連携の推進は、全庁的・横断的に進める必要があります。
- ・自治基本条例の理念や協働・連携に関する基本的な考え方にしたがって、各所管課における施策や計画において協働・連携の推進が適切に行われているかどうかといった成果の検証や事業管理、モニタリングの実施などが必要です。
- ・こうした推進体制により、多様な協働・連携の取組についての情報共有を強化するとともに、それぞれの施策領域ごとの取組事例について、協働・連携の視点から横串を刺し、必要な事業間連携を誘導し、または重複を避けるなど、協働・連携の効果を高めるとともに、庁内の協働・連携力の向上や職員の協働・連携意識を高めることが必要です。
- ・今後は、協働・連携の基本方針に基づき、主体や手法の多様化に対応した協働・連携に関する事務手引マニュアルの作成など、計画的・戦略的に協働・連携の効果を一層高めるための取組を進めることが求められます。

2 今後の検討課題や施策の方向性について

本委員会では、今後の川崎市の協働・連携を進める際に必要な基本的考え方に向けた必要と考えられる視点などの他、今後市が進めるべき具体的な検討事項や取組について、協働・連携全般の推進に必要な施策や、協働・連携の基盤となる市民社会実現に必要な支援施策、地域における課題解決の仕組みなど、協働・連携の更なる推進に向けて、次のとおり提言します

（以下項目案：トピック骨子）

（１）協働・連携の推進に関する行政の取組

- ・協働・連携に関する提案や相談への行政のワンストップ窓口機能の強化
- ・主体や手法の多様化に対応した協働・連携を進めるための推進マニュアル（事務手引等）の作成
- ・現行の市民提案型事業の振り返りや今後のあり方（例、全市的な提案制度導入）
- ・職員の協働・連携意識啓発（ファシリテート、コーディネートスキル向上の研修や協働・連携に関する事例研修など）

（２）協働・連携の基盤となる市民社会の底上げに関する行政の取組

ア 協働・連携の取組を広げる情報発信機能の強化

- ・分野横断的なインターネット上での市民の相互支援の仕組みを構築
- ・機能イメージ、社会資源・地域課題の「見える化」、資源のマッチング、イベント等のスケジュール管理、企業のCSR情報、SNSによる情報の双方向性等

イ 協働・連携を下支えする活動資金の多様化への対応が必要

- ・市民ファンドやクラウドファンド、ファンドレイジング講座等の新たな資金調達の開発
- ・段階ごとの支援メニューの体系化
- ・伴奏支援型メニューなど

ウ 滑動の担い手となる地域人材を発掘・育成し、活動につなげるための取組が必要

- ・プロボノ等、新しい参加層の掘り起し
- ・人材マッチングの場づくり、コーディネーターの育成など

エ 地域活動の拠点の場づくり

- ・こども文化センターなどの既存施設の更なる地域利用促進
- ・空き家を活用した、地域課題解決の場づくり

オ 中間支援機能の強化の必要性

- ・領域別中間支援組織のネットワーク化による有機的連携の推進
- ・団体マッチングの取組

（３）身近な地域における課題解決の仕組みづくり

市民に身近なレベルでの中間支援拠点・窓口に関する検討の必要性

（検討が必要な主な論点：※別途、小委員会にて集中審議を予定）

- ・区域やより小さな地域を基本とした地域で活動を行う人が気軽に利用できる場所と機能
- ・場や機器の利用等に加え、講座実施や情報提供、マッチングなど幅広い支援メニューの提供
- ・まちづくり推進組織などの既存市民団体との連携や既存施設の有効活用
- ・有効性や効率性などに配慮した上での運営手法の検討

さいごに

今後本文追加

資料編

- 1 川崎市協働・連携あり方検討委員会について
 - (1) 委員会開催スケジュール及び委員名簿
 - (2) 設置要綱
 - (3) 委員会ニュースレター

- 2 川崎市市民活動支援指針

- 3 川崎市自治基本条例

- 4 川崎市協働型事業のルール

- 5 関連する外部委員会からの報告書
 - (1) 第4期川崎市自治推進委員会 報告書概要
 - (2) 平成25年度包括外部監査 報告概要
 - (3) 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 報告書概要